

平成 26 年 2 月 14 日

各 位

会社名 インフォテリア株式会社 代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎 (コード番号:3853 東証マザーズ) 問合せ先 取締役コーポレート本部長 齊藤裕久 (TEL 03-5718-1250)

ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り当社以外の全ての株主を対象としたライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)(以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を「本資金調達方法」といいます。)を行うこと(以下「本件」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本資金調達方法は、下記「2.ライツ・オファリングの内容」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、平成26年2月25日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までにいずれの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。

従いまして、当社としましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかのいずれかを選択していただきたいと考えております。当社株主の皆様におかれましては、本書、本新株予約権に係る有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)(URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) および本日公表しております「ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)に関するご説明(Q&A)」(URL: http://www.infoteria.com/jp/ir/ro/) をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

<u>ライツ・オファリングに関するお問合せ先</u> インフォテリア株式会社 電話:03-5718-1296

(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

専用WEBサイト: http://www.infoteria.com/jp/ir/ro/

1. 本新株予約権無償割当ての目的等

(1)本新株予約権無償割当ての目的

①当社の事業活動

当社は、「組織を越えたコンピューティングを実現するソフトウェアを開発し世界規模で提供する」をビジョンとし、XML※を基盤技術として、情報システムや情報間を「つなぐ」ニーズに応えるソフトウェア(具体的には、文字情報、数値情報、画像情報などのデジタル化が可能な情報の交換を行うソフトウェア)の開発および販売を行っており、A. ライセンス、B. サポート、C. サービスの売上区分にて事業活動を営んでおります。各区分の当社の事業活動の具体的な内容は以下の通りです。

※ XML は eXtensible Markup Language の略です。平成 10 年 2 月に世界的な技術標準化機関である W3C で勧告された標準データ仕様で、データにタグ付けをすることで、データ自身に意味づけを記述することができるため、コンピュータと人間の双方がその内容を理解することができるというものです。特定の 0S、アプリケーション、ベンダーなどに非依存であることが特徴です。現在では様々な情報システムに広く普及しています。

A. ライセンス売上区分において、当社は、企業等のニーズに対応する汎用的なソフトウェア製品を企画・設計・開発し、その使用許諾権(ライセンス)を、当社と販売契約を締結するシステムインテグレータ等の販売代理店※1 に販売しております。本区分における主なソフトウェア製品は「ASTERIA(アステリア)」シリーズで、当社は平成14年6月より同シリーズの販売を開始し、平成25年にはEAI/ESB市場※2での市場シェア47.1%(出荷数量ベース)※3を獲得するに至っております。本区分における当社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間の売上高は498,781千円(前年同四半期比27.7%増)となっております。

※1 さまざまなソフトウェアやハードウェアを組み合わせて特定顧客向けにシステム構築を行う企業を指します。 ※2 EAI は、Enterprise Application Integration の略です。企業内の情報システム連携や統合を行うこと又はそれを 実現するためのソフトウェアのカテゴリ名称をいいます。 ESB は、Enterprise Service Bus の略です。システム構成の一種であるサービス指向アーキテクチャ(基本設計)をベースとして、企業全体のアプリケーションを統合す

成の一種であるサービス指向アーキデクテヤ(基本設計)をベースとして、企業全体のアプリケーションを統合するための技術、あるいはそのためのミドルウェアを指します。なお、EAI/ESB市場は当該ソフトウェアに係る市場をさしております。

※3 株式会社テクノ・システム・リサーチ「2013 年ソフトウェアマーケティング総覧 EAI/ESB 市場編」に基づきます。 B. サポート売上区分において、当社は、当社ソフトウェア製品の導入先に対して技術サポートおよび製品の更新(新しい 0S※への対応、機能の拡充、不具合の修正)など運用支援を行うサポート業務を行っており、その主なサポート対象ソフトウェア製品は「ASTERIA(アステリア)」シリーズです。本区分における当社の平成 26 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間の売上高は 455,091 千円(前年同四半期比 9.8%増)となっております。

※ OS は、Operating System の略で、コンピュータを動かす基本となるソフトウェアです。例えば、Windows や Linux などが OS に相当します。

C. サービス区分において、当社は、ネットサービスおよびコンサルティングサービスを主に提供しております。ネットサービスは、インターネット上に当社のソフトウェア製品を配置し、ユーザーの必要に応じて当該ソフトウェアをスマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスによってご利用頂くサービスです。ネットサービスにおける主な当社ソフトウェア製品は「Handbook (ハンドブック)」で、当社は平成21年6月より同ソフトウェアの販売を開始し、平成24年度におけるモバイルコンテンツ

管理 (MCM) 市場での市場シェア 38.5% (売上金額ベース)※を獲得するに至っております。コンサルティングサービスは、ライセンス区分における当社ソフトウェア製品の販売を促進するために、当社の販売パートナー企業向けのコンサルティング役務の提供を行っており、その主な対象ソフトウェア製品は「ASTERIA (アステリア)」シリーズです。本区分における平成 26 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間の売上高は 130,022 千円 (前年同四半期比 22.4%増)となっております。

※ 株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View: エンタープライズ・モバイル管理/スマートアプリ開発市場 2013」に基づきます。

これらの売上区分による事業活動の結果、当社の平成 26 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間の売上高は 1,083,895 千円 (前年同四半期比 19.0%増)、営業利益は 138,124 千円 (前年同四半期営業損失 35,492 千円)、経常利益は 144,942 千円 (前年同四半期経常損失 31,527 千円)、四半期純利益は 56,125 千円 (前年同四半期純損失 33,751 千円)となっております。

このような中、当社は創業時から現在まで一貫して、上述しました「組織を越えたコンピューティングを実現するソフトウェアを開発し世界規模で提供する」というビジョンを掲げ、市場シェア拡大に向けた海外への事業展開および当社と業務上親和性の高い技術への投資や販売マーケット等を有する企業の買収等を積極的に推進しておりますが、下記当社を取り巻く事業環境の変化等を鑑みると、早急に大規模な資本増強を行い、手元資金の拡充を図ることが、当社の喫緊の課題であると認識しております。

②当社を取り巻く環境と課題

現在、フィーチャーフォン(従来型の携帯電話)およびパーソナルコンピュータに 代わり世界中でスマートデバイス(スマートフォンおよびタブレット)が浸透を始め、 スマートデバイスの業務利用への需要がますます高まっています。この変化は、過去 にパーソナルコンピュータが浸透を始めた時期や、インターネットが浸透を始めた時 期に匹敵する大きな転換期であり、当社は、これを当社製品の市場拡大に向けた好機 と捉えております。このような環境下において、スマートデバイスに対して企業内の 電子コンテンツを安全確実に配信することができ、営業用途、会議用途などにて幅広 く利用されている「Handbook (ハンドブック)」、および企業内とクラウド※システムに 格納されたデータの有機的な連携を可能とする「ASTERIA(アステリア)」は、これま で日本市場でのシェアの獲得および維持に注力してきた結果、いずれも日本国内での 市場シェア No. 1を獲得しておりますが、スマートデバイスやクラウド技術が浸透しつ つある現在のタイミングは、日本国内だけでなく海外市場での販売実績の伸長に向け、 当社製品に係るビジネス機会が大きい英語圏市場および中国語圏市場に対する製品開 発と販売網の拡大、ならびに、今後も高い経済成長率が見込まれる東南アジアでのマ ーケティング活動に係る拠点設立といった施策を執り、当社が更なる成長を遂げ創立 時からのビジョンを実現するための最善の時期であると考えております。

※ クラウドとは、コンピュータのソフトウェアやデータを企業が所有するサーバーやパーソナルコンピュータではなく、インターネット上に格納し処理をする使い方やサービスのことです。

また、ソフトウェア業界は競争性が高く、参入障壁が低い点に特徴がございますが、 当該成長を達成するには、このタイミングにおいて当社がスマートデバイスおよびク ラウドに係るソフトウェア市場において確立した地位を築くことが極めて重要である と考えております。現在、当社の自己資本比率は 75.6%であり、また、現預金は 1,653 百万円(総資産額に対して65.4%)を有していることから、既存の国内ソフトウェア 市場においてゆるやかな成長のための投資を行うには十分な財務体質にございますが、 このタイミングで上述のような抜本的な事業拡大を展開していくには、海外事業に向 けた製品開発やマーケティング費用ならびに人件費の投下に加えて、事業拡大をさら に加速させるための技術獲得や事業取得を目的とした M&A 等を積極的に実施していく 必要があります。また、上述の通り大きな転換期を迎え、新たに生まれる大きな市場 獲得に向けた競争が激化し、事業展開の速度が非常に重要となるソフトウェア業界に おいて M&A などの機会に柔軟に対応していくためには、更なる財務体質の強化が不可 欠であると認識しております。今後3年間における英語圏市場および中国語圏市場に おける販売力の強化、香港での製品開発力の強化、および東南アジアにおける市場開 拓のための子会社設立やマーケティング等による海外事業展開でおよそ 1,100 百万円 の資金、ならびに、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成に向 けた当社と業務上親和性の高い技術や販売マーケット等を有する企業の買収および事 業・企業投資により 950 百万円程度の資金が、少なくとも追加で必要になると試算し ております。

当社は、ソフトウェア市場の大きな変化を乗り越え、かつ、これらの活動を国内外で積極的に実施することを通じ、新たに生まれる市場における先行者としての地位を確立することで、クラウドおよびスマートデバイスといった市場領域における収益機会を狙い、当社の中長期的な企業価値向上を実現できるものと考えております。したがいまして、早急に下記「4.調達する資金の額および資金の使途等」で述べる内容を資金使途とした資本増強を行い、手元資金の拡充を図ることが、当社の喫緊の課題であると認識しております。

当社は、当該課題に対応するべく、事業の計画上必要となる資金の額および既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねて参りました。かかる検討の結果、本資金調達方法であれば前述の事業展開をより一層加速させていく上で必要となる資金の調達が可能であり、かつ、既存株主の皆様へ平等な投資機会と選択肢を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられることなどから、「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型)」という手法が、当社が必要な資金を調達する上で最も現実的であり、かつ、当社および株主にとって最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本新株予約権無償割当ての実施を決議いたしました。なお、本資金調達方法の選択にあたり検討した内容につきましては、下記「(2)本資金調達方法を選択した理由」を、本新株予約権

無償割当てによる調達資金の額および具体的な使途につきましては、下記「4.調達する資金の額および資金の使途等」を、それぞれご確認ください。

また、本日時点における当社発行済株式総数は 11,377,000 株 (自己株式 618,391 株を含む)、平成 25 年 9 月末時点における株主数は 2,801 名という状況でありますが、将来的に当社の事業拡大に向け更なる資本政策を実行するに際しては、当社の株式流動性を高め、当社株主又は投資家の皆様が、当社株式を市場で十分にお取引 (売買)いただくための取引環境を整備することが肝要であると考えております。この点、現状の当社株式の流動性 (発行決議日の前営業日である平成 26 年 2 月 13 日 (木)を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近 1 ヶ月間の 1 日あたり株式平均出来高は 152,023 株 (当社発行済株式総数の 1.3%)、売買代金は 71,513 千円程度であり、同じく、直近 3 ヶ月間の 1 日あたり株式平均出来高は 326,705 株 (当社発行済株式総数の 2.9%)、売買代金は 157,350 千円程度です。)は十分な水準ではないと認識しておりますが、本新株予約権無償割当てにより、株主数および発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることで、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会をより一層向上させることが、重要であると考えております。

この点、本件においては、本新株予約権および本新株予約権の行使後において発行される株式の一部について証券取引市場で売買されることが想定されており、さらに、本件で割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合には、当社の発行済株式総数は22,135,609株へと増加します。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、および当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、同時に上記「(1)本新株予約権無償割当ての目的②当社を取り巻く環境と課題」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社および株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関等からの借入

本件に係る資金調達の目的は、海外への事業展開、ならびに企業買収および事業・企業投資といった投資回収時期が比較的長期かつ不確定時期に亘る可能性があるものであり、また、追加的な収益獲得および収益改善を図る性質のものであることから、現時点においては、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関等からの借入れではなく、資本市場からの調達が有効かつ適切であるとの判断に至りました。

また、資金使途のうち、企業買収および事業・企業投資等に係る資金につ きましては、具体的な案件発生時にその都度金融機関等からの借入を実施す ることも検討いたしましたが、事業展開の速度が非常に重要となるソフトウ ェア業界においては、企業買収や事業・企業投資等についてもタイミングが 非常に重要であり、時期を逃せば投下した資本の回収ができなくなるリスク が高くなるため、各関係者との間で迅速に交渉を進めることが不可欠であり、 金融機関等からの借入という手法は迅速性という点で劣ること、また入札形 式による企業買収案件における入札者との競争力確保の観点からも、金融機 関等からの借入が確実に実施されることについて買収対象会社側に説明を行 って理解を得るより予め買収資金分の手元資金が保持されている方が入札時 に有利であることから、自社で十分な手元資金を保持しておくことが望まし いと考えております。また、かかる企業買収が当社新規事業の育成を企図し ていることから、上述の通り投資回収時期が不確定時期に亘り、かつ、買収 等に係る投資金額が下記「4. 調達する資金の額および資金の使途等 (2) 調達資金の使途 ②企業買収および事業・企業投資」で詳述する通り1件あ たり 1,000 百万円程度と、当社の現在の会社規模と比して決して小さくない 水準の資金を調達する必要があることを踏まえますと、金融機関等から適時 に十分な資金調達を実施できるとは限りません。当社としては、当社の事業 拡大の機会が損なわれるリスクを軽減しつつ、案件の推進に向けた十分な財 務体質を築くことが必須と考えており、このような理由からも具体的な案件 発生時にその都度金融機関等からの借入れを行うことを本件の選択肢から除 外しました。

- B. 公募増資、第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行いずれの資金調達手法につきましても、(i)新たに発行される株式が基本的に新規投資家に割り当てられることになることから、広く当社の既存株主の皆様に株式取得の機会を提供することができないこと、および、(ii)本件において調達を予定する資金の額および当社の時価総額(平成26年2月13日時点の当社株価を基準とした場合、4,835百万円)に鑑みると、既存株主の皆様における株式価値の大幅な希薄化の影響が懸念されることから、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。
- C. 非上場型の新株予約権の無償割当て、又は募集株式の株主割当て 新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、 株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を 行使されない株主の皆様が株式価値の希薄化に伴う影響を回避する選択肢が 限定的であり、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法で

すが、株主の皆様に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

② 本資金調達方法 (ライツ・オファリング (ノンコミットメント型))

以下で述べる通り、ライツ・オファリングには下記の特長があるため、ライツ・オファリングという手法が本件において当社が資金を調達するにあたって最良の方法であるとの判断に至り、またノンコミットメント型とコミットメント型との比較検討を行った結果、ライツ・オファリングの中でもノンコミットメント型こそが最良の方法であるとの判断に至ったため、当社は本資金調達方法を選択しました。

A. ライツ・オファリングの特長

(i) 株主様への平等な投資機会の提供

ライツ・オファリングの特長として、全株主の皆様に保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状ならびに今後の事業展開および方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

(ii) 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様は、お持ちの本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

上記「(2) ① B. 公募増資、第三者割当による株式、新株予約権、又は 転換証券の発行」に記載の通り、第三者割当による資金調達においては、 既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、 本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であ ると考えております。

(iii) 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記の通り、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の 事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予 約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。 これにより、上記「1. 本新株予約権無償割当ての目的等(1) 本新株予 約権無償割当ての目的②当社を取り巻く環境と課題」で述べた通り、市場 を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株 式数の増加、および当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株 主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えてお ります。

B. コミットメント型とノンコミットメント型との比較

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、 当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、 その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、 いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームを採用 することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれ により想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させる ことができます。そこで、当社は、同スキームについても実施を検討いたし ました。

コミットメント型ライツ・オファリングでは、特定の金融機関との間で引受契約を締結することにより確実に資金調達を行うことができるというメリットがある反面、最終的に当該金融機関における当社株式の取引を制限できないという側面がございます。この点、過去のライツ・オファリングでは、後述の通り90%を超える高い行使比率を記録している例も多いものの、万が一新株予約権の行使が進まず、コミットメント契約に基づき当該金融機関が当社株式を大量に取得した場合、最終的に当該金融機関が当社株式を大量に市場に放出することで需給が悪化し、当社株価が当社の企業価値とは関係のない要因で下落する可能性があります。

さらに、コミットメント型ライツ・オファリングを採用した場合、引受金融機関は引受けのリスクを負うこととなります。で、最大のリスクを見込んで引受手数料が設定されることとなります。当社は、複数の金融機関に当該手数料の目安についてヒアリングしたところ、概ね資金調達額の7%から10%程度の引受手数料を負担する必要があるとの回答を受けておりますが、かかるコミットメント型ライツ・オファリングにおける引受手数料の水準は、本件におけるフィナンシャルアドバイザリーの業務委託報酬の金額(「4.調達する資金の額および資金の使途等 (1)調達する資金の額(差引手取概算額)」の注記をご参照ください。)と比較しても高い水準であり、コミットメント型ライツ・オファリングを採用した場合には当社の費用負担が大きくな

ることが懸念されます。一方、ノンコミットメント型ライツ・オファリング には、特定の金融機関との契約が存在せず、行使期間満了日までどの程度の 新株予約権が行使されるか分からない点で、当社には資金調達の不確実性が 残るというデメリットがありますが、平成25年だけでも10件以上実施され ており、90%を超える高い行使比率を記録している例も多く、コミットメン ト型ライツ・オファリングと比較して遜色のない行使結果となっております。 本新株予約権無償割当ては、下記「5.資金使途の合理性に関する考え方」 の通り、将来的な収益力の向上、ひいては株式価値の向上を目的としており、 かつ、下記「6. 発行条件の合理性」でご説明させて頂く通り、他社事例の 発行条件も参照の上、株主の皆様に本新株予約権を行使していただけるよう、 時価を一定程度下回る行使価額を設定させて頂いたことから、当社は、当該 他社事例に近い行使比率が見込めるものと思料しております。また、本日以 降、本件の専用ホームページの開設や株主様向けの本件の手続きに係る概要 書面の作成・発送(割当通知書に同封させて頂く予定です。)等を実施し、株 主の皆様が手続きを円滑に進められますよう、最大限サポートをして参る所 存です。

これらの事情から、資金調達による株式発行に伴う既存株主の皆様の負担を少しでも軽減しつつ、当社が事業に投入できる資金を可能な限り確保するという本資金調達の目的に鑑み、今回の資金調達においては、コミットメント型ライツ・オファリングは、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

以上のことから、当社といたしましては、最終的な新株予約権の行使比率が現時点で定かではなく、資金調達額が確定されていないという欠点があるものの、株主の皆様に対するライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. ライツ・オファリングの内容

(1)無償割当ての方法

平成 26 年 2 月 25 日 (火)を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合でインフォテリア株式会社第 13 回新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第 277 条)の方法により割り当てます。

(2)本新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	インフォテリア株式会社
-----------	-------------

	第 13 回新株予約権	
	71	
②新株予約権の目的となる株式の種類	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株	
および数		
③新株予約権の総数	10,758,609 個	
	※株主確定日における当社の発行済株式総数	
	から、同日において当社が保有する当社普	
	通株式数を控除した数とします。上記の数	
	は、平成 26 年 2 月 14 日現在の当社の発行	
	済株式総数(当社が保有する当社普通株式	
	数を除きます。) を基準として算出した見込	
	みの数であります。	
④新株予約権の行使に際して出資され	各本新株予約権の行使に際して出資される財	
る財産の価額(行使価額)	産の価額は、本新株予約権1個当たり 200 円	
	とします。	
⑤新株予約権の行使によって株式を発	本新株予約権の行使により株式を発行する場	
行する場合における資本組入額	合の増加する資本金の額は、会社計算規則第	
	17 条第1項の規定に従って算出された資本金	
	等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の	
	結果1円未満の端数が生じる場合は、その端	
	数を切り上げた金額とします。本新株予約権	
	の行使により株式を発行する場合において増	
	加する資本準備金の額は、資本金等増加限度	
	額から増加する資本金の額を減じた額としま	
	す。	
⑥新株予約権の権利行使期間	平成 26 年 4 月 1 日 (火) から平成 26 年 4 月 25	
	日(金)までとします。	
⑦新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものと	
	します。	
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	本新株予約権には、取得条項は付されており	
	ません。	
├── ⑨新株予約権の行使請求の方法	(1)本新株予約権を行使しようとする本新株	
	 予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約	
	権者が本新株予約権の振替を行うための口座	
	の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を	
	いいます。以下同じです。)に対して、本新株	
	予約権の行使を行う旨の申し出および払込金	
	の支払いを行います。	

(2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行 使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤 回することができません。 本新株予約権の募集については、日本国以外 ⑩外国居住株主による本新株予約権の 行使について の法域において登録又は届出を行っておら ず、またその予定もありません。外国に居住 する株主様は、本新株予約権の行使に関して それぞれに適用される証券法その他の外国の 法令に基づく規制が課せられないことについ て、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(こ こでは口座管理機関が行使請求に要する事項 の通知を行使請求受付場所に行う日としま す。)の7営業日前までに、当該事項を証す る資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社 が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構 加入者)から行使請求受付場所に対する行使 請求取次に関する通知がなされる日の前営業 日までに、当社から当該株主様宛に書面にて 行った場合を除き、本新株予約権の行使につ いて制限がなされます。 ⑪その他投資判断上重要又は必要な事 (1)当社は、本新株予約権の権利行使を受け 項 た場合、その目的たる普通株式を新規に発行 した上で交付いたします(自己株式による交 付は予定しておりません。)。 (2)本書および平成 26 年 2 月 14 日付で関東 財務局長宛提出の有価証券届出書(その後の 訂 正 を 含 む 。) (URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟 読した上で、株主様又は投資家様個人の責任 において本新株予約権についての投資判断を 行う必要があります。 (3) 上記各項につきましては、金融商品取 引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 各株主様における手続きの詳細につきましては、平成 26 年 2 月 14 日公表の「ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)に関するご説明 (Q&A)」(URL: http://www.infoteria.com/jp/ir/ro/) をご参照ください。

3. ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成26年2月14日(金)	取締役会決議
	有価証券届出書提出
	総株主通知請求
平成26年2月22日(土)	有価証券届出書による届出の効力発生日(予定)
平成26年2月25日(火)	株主確定日 (予定)
	※本新株予約権の割当対象とする株主の確定日
平成26年2月26日(水)	本新株予約権無償割当ての効力発生日(予定)
	本新株予約権上場日(予定)(東京証券取引所より後
	日発表)
平成26年3月14日(金)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日 (予定)
平成26年4月1日(火)から	本新株予約権権利行使期間 (予定)
平成26年4月25日(金)まで	※本新株予約権の権利行使に係る受付期間は証券会
	社ごとに異なる場合があります。
平成26年4月18日(金)	本新株予約権の市場での売買最終日 (予定)
	※売買注文の受付最終日は証券会社ごとに異なる場
	合があります。
平成26年4月21日(月)	本新株予約権上場廃止日 (予定) (東京証券取引所よ
	り後日発表)

4. 調達する資金の額および資金の使途等

(1)調達する資金の額 (差引手取概算額)

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主の皆様又は本新株予約権を購入した本新株予約権者による本新株予約権の行使状況により、変動いたします。以下は、行使比率が100%(本新株予約権の総数10,758,609個が全て行使された場合)となったと仮定した場合の、払込金額の総額、発行諸費用の概算額および差引手取概算額を記載しております。なお、本新株予約権の行使比率が100%未満となった場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額および差引手取概算額は減少します。本件による最終的な調達金額およびその具体的な使途につきましては、改めて開示いたします。

払込金額の総額
 発行諸費用の概算額
 差引手取概算額
 2, 151, 721, 800円
 差引手取概算額
 2, 050, 000, 000円

(注1)発行諸費用は、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬66百万円(三田証券株式会社)、登記費用8百万円、その他諸費用(株式事務代行費用、口座管理機関への事務手数料、弁護士報酬等)27百万円からなります。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)調達資金の使途

当社は、上記(1)記載の差引手取概算額について、下記の資金使途に充当する予定であります。しかしながら、最終的な調達金額につきましては、株主の皆様による本新株予約権の行使状況により変動いたします。最終的な調達金額および資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①海外への事業展開	1,100 百万円	_
(i)米国連結子会社に係 る事業資金	(300百万円)	平成 26 年 7 月~平成 28 年 6 月
(ii)中国連結子会社に係 る事業資金	(100百万円)	平成 26 年 4 月~平成 28 年 3 月
(iii)香港連結子会社に係 る事業資金	(300百万円)	平成 26 年 10 月~平成 28 年 9 月
(iv) 新設予定の東南アジ ア子会社に係る投資資金	(400百万円)	平成 26 年 6 月~平成 28 年 5 月
②企業買収および事業・企業投資	950 百万円	平成 26 年 4 月~平成 29 年 3 月
合計	2,050 百万円	_

- (注1) 調達した資金については、基本的に「①海外への事業展開」に優先的に 充当することを想定しております。なお、行使比率が100%未満となった 場合におきましては、上述の通り、「①海外への事業展開」に係る資金を 優先することから、「②企業買収および事業・企業投資」へ充当する資金 を減少させ、企業買収等に係る予算を縮小させる予定です。
- (注2) 調達後の差引手取金額が 1,100 百万円を下回った場合、または、当該金額が 1,100 百万円を上回った場合においても一定の水準に満たない場合には、②企業買収および事業・企業投資は中止し、全額を①の事業資金・投資資金に充当することとし、資金使途「①海外への事業展開」に係る資金使途分(1,100 百万)に満たない分は株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討して参ります。この場合においては、改めて適時開示をさせて頂く予定です。また、資金使途「②企業買収および事業・企業投資」につきましては、予定金額に満たなかった場合には、企業買収等に係る1案件当たりの予算を縮小させるか、もしくは企業買収から資本提携やマイノリティ投資に切り替えるなど機動的な運用

を行ってまいります。

(注3) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座に おいて資金管理する予定です。

①海外への事業展開

当社は、創業時より世界へ向けたソフトウェア製品の提供を目指しており、現在、当社が提供する製品・サービスは全て日本語、英語、中国語の3ヶ国語に、また、iPhone/iPad および Android 向けカレンダーサービス「SnapCal」では7ヶ国語に同時対応しております。現時点において、当社は特に世界的にプラットフォーム(技術基盤や販売環境)が統一されているネットサービスにおいて、積極的な海外展開を行っており、具体的な実績としては、以下の通り海外に4社の子会社を新設しております。

時期	内容	目的	取組み
平成 24 年 2 月	中国杭州市に亿福天(杭州)信息	開発拠点	当社ソフトウェア
	科技有限公司を設立		製品(「Handbook(ハ
			ンドブック)」およ
			び新製品) の開発業
			務の受託
平成 24 年 5 月	米国サンフランシスコ市の	販売拠点	米国市場における
	Extentech, Inc.の全株式を取		当社ソフトウェア
	得・子会社化 (その後、Infoteria		製品の販売
	America Corporation に商号変		
	更)		
平成 24 年 12 月	中国上海市に櫻枫天 (上海) 贸易	販売拠点	中国市場における
	有限公司を設立		当社ソフトウェア
			製品の販売
平成 25 年 9 月	Infoteria Hong Kong Limitedを	開発拠点	当社ソフトウェア
	設立		製品の開発業務 (現
			在、一部製品開発
			(「Handbook(ハン
			ドブック)」および
			新製品) につきまし
			ては、同社が統括を
			しております。)

(注)中国杭州市に亿福天(杭州)信息科技有限公司につきましては、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を充当する予定はございません。同社はInfoteria Hong Kong Limited の子会社であり、Infoteria Hong Kong Limited から開発業務を受託しており、当該開発受託料を開発業務に係る事業資金の

原資としております。

これらの取り組みは、当社ソフトウェア製品を世界中のユーザーに提供することを目指したものであります。

しかしながら、昨今、スマートデバイスとクラウドに係る世界的な市場環境の変化がますます加速しており、当社の上記取り組みはまだ不十分であると考えております。

当社は、スマートフォンやタブレットといったスマートデバイスをビジネスシーンにおいて利用する企業が増え、企業内だけでなくクラウドシステムにもデータを格納する企業が増加するものと考えており、上記「1.本新株予約権無償割当ての目的等(1)本新株予約権無償割当ての目的②当社を取り巻く環境と課題」で述べた通り、スマートデバイスに対して企業内の電子コンテンツを安全確実に配信することができ、営業用途、会議用途などにて利用されている「Handbook (ハンドブック)」および企業内とクラウドシステムに格納されたデータの有機的な連携を可能とする「ASTERIA (アステリア)」に対する需要が、それぞれ世界中でさらに高まると見込んでおります。例えば、米国で著名なリサーチ会社であるガートナー社※1によれば、企業向けスマートデバイスであるタブレット機器の全世界での出荷台数は2015年にPCの出荷台数を超えると予測※2されており、また、全世界でのクラウドをプラットフォームとするサービスの市場は、2011年から2016年の5年間で3.2倍の規模に成長すると予測※3されています。

※1. ガートナー社は、米国を拠点とし、世界的に IT 分野の調査・助言を行う企業です。1979 年に設立され、世界 70 カ 国以上で活動しており、その調査や助言は大企業を中心に世界的に信頼と影響力が高いと評価されています。

※2.出典:「Forecast: PCs, Ultramobiles, and Mobile Phones, Worldwide, 2010-2017, 4Q13 Update」

※3. 出典:「Market Trends Platform as a Service, Worldwide, 2012-2016, 2H12 Update」

いずれの製品も日本国内での市場シェア No. 1を獲得しておりますが、今後は上記の世界的な各需要の高まりに合わせて、日本国内だけでなく海外市場での販売実績の伸長に向け、Web マーケティング活動や販売パートナーとの連携強化などといった積極的な施策を執り、スマートデバイスおよびクラウドに係るソフトウェア市場において確立した地位を築き、売上規模の拡大と更なる成長を遂げたいと考えております。

その具体的な施策としましては、既に販売拠点を有している米国および中国における 販売活動を一層強化するとともに、当社の各ソフトウェア製品の内容についても、ア ップデート等の増強を積極的に行う方針であり、現在、東南アジア等における新たな 海外拠点の設立も検討しております。

また、現在、当社が提供している「ASTERIA(アステリア)」および「Handbook(ハンドブック)」の売上について、日本市場においては当社(インフォテリア本社)が中心となり、シェア No. 1を獲得するなど当社グループへ多大な利益貢献を果たしておりますが、海外市場への販売拠点である Infoteria America Corporation および櫻枫天(上海)贸易有限公司等当社の海外子会社は、未だ当社グループへの利益貢献を果たしておりません。具体的には、当該当社海外子会社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間における売上高は、当社グループ全体における当該売上高に対して1.8%程度を占めているにすぎず、全ての当社海外子会社が営業損失を計上しております。しかしな

がら、英語圏市場および中国語圏市場におけるソフトウェア市場、および今後大きな成長が見込まれる東南アジアにおけるソフトウェア市場において、クラウドおよびスマートデバイスに係るソフトウェア市場は隆盛の一途にありますので、日本市場と同様に早期に「ASTERIA(アステリア)」および「Handbook(ハンドブック)」に係るソフトウェア市場におけるシェアを獲得できるよう、「ASTERIA(アステリア)」に係る継続的な最新版の開発と出荷、各地域の販売パートナーと連携したマーケティング活動、ブランド獲得を狙った広告・宣伝等を考えており、「Handbook(ハンドブック)」に係る継続的かつ頻繁な最新版のリリース、多様なスマートデバイスへの対応、Web 媒体を介したグローバルな広告宣伝等を考えております。これらの施策によって各当社海外子会社のテコ入れをはかり、当社グループへの利益貢献をもたらす体制にすることが当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。

さらに、当社は受託開発を行わないソフトウェアメーカーであるため、ソフトウェアを作り出す開発拠点である Infoteria Hong Kong Limited は当社グループにとって非常に重要な拠点※となります。世界市場へ向けたソフトウェアの開発を行うにあたり、英語および中国語への積極的な対応は急務であると考えており、今後当社グループは、Infoteria Hong Kong Limited におけるソフトウェア開発に注力する方針であります。
※「Handbook (ハンドブック)」および新製品に係る開発業務は Infoteria Hong Kong Limited が統括して行いますが、「ASTERIA (アステリア)」に係る開発業務はインフォテリア本社が統括して行います。

以上のような海外への事業展開に関する具体的な資金使途として、当社は下記の各費 用を見込んでおります。

- (i) 米国販売子会社 (Infoteria America Corporation) におけるマーケティング 費 280 百万円、その他販売強化に係る費用 20 百万円。合計 300 百万円
- (ii)中国販売子会社(櫻枫天(上海)贸易有限公司)における追加出資費用として、 人件費80百万円、その他販売強化に係る費用20百万円。合計100百万円
- (iii) 香港開発拠点 (Infoteria Hong Kong Limited) における既存製品のアップデートに係る開発費や新製品の研究・開発費計 300 百万円
- (iv) 東南アジアにおける新たな子会社設立及び運営に係る費用として、設立費 10 百万円、人件費 90 百万円、マーケティング費 200 百万円、その他販売強化に係る費用 100 百万円。合計 400 百万円

本新株予約権無償割当てによる資金調達の実現による手元資金の拡充により、当社は、海外における事業展開をより一層加速させることが可能となりますので、世界の需要の高まりに合わせた売上規模の拡大(平成29年3月期に現状の当社売上高の2倍程度を目標)および当社の利益率拡大(平成29年3月期に営業利益率ベースで20%程度を目標)につなげてまいりたいと考えております。

②企業買収および事業・企業投資

現在、フィーチャーフォン(従来型携帯電話)に代わりスマートフォンが浸透し、パーソナルコンピュータに代わりスマートデバイス(タブレットやスマートフォン等)

がビジネスに利用され、企業のコンテンツやデータはクラウドシステムに格納される など、当社を取り巻く市場環境は大きく変化しております。当社は、この変化を好機 と捉え、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を目的とし、直 近2年間において以下の通り事業・企業投資を行ってきております。

投資時期	内容	備考
平成 24 年 5 月	米国 Extentech, Inc. (代表	その後、Infoteria America
	者:John McMahon、所在地:	Corporation に商号変更
	1032 Irving Street #910 San	
	Francisco, Ca, 94122) の全	
	株式を取得・子会社化	
平成 25 年 3 月	株式会社エヌ・ティ・ティ・	出資比率 5 %→20%へ
	データの子会社である株式会	
	社リアライズ (代表者:大西	
	浩史 所在地:東京都江東区	
	豊洲 4 丁目 1 番 23 号 TB 豊洲	
	ビル 5F 出資比率:20%) へ	
	の追加出資	
平成 25 年 9 月	kivo 社 (代表者: Jozef	米国ベンチャーキャピタルの
	Hennessy Holland 所在地:	Y Combinatorの Demo Day へ参
	465 Hawthorne Ave Palo Alto,	加した企業。Y Combinator の
	Ca, 94301)	規定により、転換社債型新株
	senic 社(代表者:Tobias	予約権付社債にて投資(将来
	Eichenwald 所在地:3131	的に株式に転換した場合にお
	Alameda de las Pulgas Menlo	ける、同社に対する持株比率
	Park, Ca, 94025)	につきましては現時点では未
	ButterSystems 社(代表者:	定です。)。
	Samuel Brin 所在地:734	
	Webster St. Unit D Palo Alto,	
	Ca, 94301)	

これらの投資は、当社ビジョンの達成へ向け、当社の主力ソフトウェア製品である「ASTERIA (アステリア)」および「Handbook (ハンドブック)」をはじめとする各製品を世界中に提供するために実施したものであります。

当社は、今後も、当社と業務上親和性の高い技術や販売マーケット等を有する企業の 買収および事業・企業投資により、クラウド市場やスマートデバイス市場へ積極的な 展開を行い、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を実現する ことにより当社の持続的発展を目指したいと考えております。現在、新規事業として、「ASTERIA (アステリア)」「Handbook (ハンドブック)」に次ぐ新たなスマートデバイス向け製品の開発も進めております。

本新株予約権無償割当てにて調達した資金のうち、950 百万円分につきましては、今後、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を目的とした技術および企業買収等に係る資金として充当する予定であります。具体的には、スマートデバイス市場およびクラウド市場における技術に優位性を持ち、主に企業内外に点在するあらゆるデータやコンテンツの連携を有機的に行うことで事業活動を効率化し得るソフトウェアおよびハードウェアを提供する企業等をターゲットとしております。当社が過去検討を進めた案件につきましては、買収資金は概ね1,000百万円前後が目安となりましたが、今後も同程度の企業等を買収することを想定しており、手元資金とあわせて総額で最大2,000百万円程度の投資を行うことを目指しております。かかる投資の効果として、ユーザーへのサブスクリプション※の提供によるストック型売上高の増加による売上高の安定化を見込んでおります(サブスクリプションの提供によるストック型売上高は、上記「1.本新株予約権無償割当ての目的等(1)本新株予約権無償割当ての目的①当社の事業環境」における「C.サービス売上高」に該当する売上となります。)。

※ サブスプリクションとは、ソフトウェア又はサービスを期間単位で提供し、その対価を月額又は年額で受け取るソフトウェアの利用形態です。

なお、今後、当該企業買収等に係る案件の引合いが不十分となり、結果的に余剰資金が発生した場合におきましては、平成30年3月期以降における当社の海外への事業展開資金に充当することを予定しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額および資金の使途等 (2)調達資金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、当該資金使途は、海外への事業展開により当社が新たなソフトウェア市場における地位を確立し、また、業務上親和性の高い技術や販売マーケット等を有する企業の買収および事業・企業投資を行うことを目的としております。当該目的を達成して既存事業の増強および新たな成長機会の確保を行うことで、将来的な収益力の向上、ひいては株式価値の向上を図り、かつ、資本増強および収益増加に伴う将来的な自己資本比率拡大による財務体質の強化を図ることも可能となることから、当社は、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本新株予約権無償割当ては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数および行使価額につきましては、上述の必要調達金額(2,151百万円)、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動

向、および既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様に本新株予 約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案し て以下の通り、決定いたしました。

- ・当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割り当て
- ・本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株の交付
- ・行使価額は1株(1個)当たり200円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の47.1%)

なお、本新株予約権1個の行使に係る交付株数につきましては、0.5 株とすることも検討いたしましたが、奇数個数分の新株予約権の行使時においては端数株式が生じることとなり、原則、当該株式を当社が買い取らない限り、端数株式の切り捨てがなされ、株主様が不利益を被る可能性があるため、端数株式が発生しないようにするという観点や、当社の単元株式数が100株である点を鑑み、単元未満株式の発生により株主様が不利益を被らないよう単元未満株式の発生を抑制するという観点から、選択肢から除外いたしました。また、行使価額の決定にあたっては他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オファリング発行事例における最終行使比率および株価の推移等を参考にしております。当該発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議目前営業日の株価終値の55%未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年2月13日(木)を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値は465円、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値は464円および直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値は396円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額200円は各々当該平均値の43.0%、43.1%、50.4%の水準となります。

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、上述の通り、既存株主の皆様が本新株予約権を行使していただけるための配慮がなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

7. 業績に与える影響

本新株予約権無償割当てにおける、本新株予約権の行使期間は平成26年4月1日(火)以降となることから、本資金調達による平成26年3月期の通期連結業績への影響は軽微です。なお、上記「4. 調達する資金の額および資金の使途等(2)調達資金の使途」で述べた通り、本件により調達した資金については、当社の事業規模拡大を目的とした使途に充当することから、平成27年3月期の業績につきましては、当社の売上規模は増加するものと予想しておりますが、具体的な影響につきましては未定です。また、平成26年3月期および平成27年3月期の期末配当金に関しましては、現時点では未定とさせて頂きますが、一定の配当性向を目安としております。

8. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は 11,377,000 株であり、そのうち当社が保有する 自己株式数は 618,391 株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される 当社普通株式数は 10,758,609 株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権 に係る潜在株式数の比率は94.56%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数 に応じて割り当てられるため (平成26年2月25日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録 された株主様につきましては、平成26年3月14日(金)頃に、本新株予約権に関する株主 割当通知書を、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に発送させ て頂く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、 当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないことになります。なお、本新株予約権は 東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、 本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部 を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又 は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却 を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当 該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますので ご注意ください。

発行済株式数および潜在株式数の状況(平成26年2月14日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11, 377, 000 株	100.0%
現時点における潜在株式数	1,089,176株	9. 57%
現時点における自己株式数	618, 391 株	5. 43%
本新株予約権に係る潜在株式数	10,758,609 株	94. 56%

⁽注)本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少いたします。

9. 当社の上位株主およびその保有比率

平成 25 年 9 月 30 日時点における本新株予約権の割当前の当社の上位株主およびその保 有比率につきましては、下記の通りとなっております。

株主の氏名又は名称	保有比率
平野 洋一郎	17. 23%
北原 淑行	7. 94%
パナソニックインフォメーションシステムズ	4. 83%
株式会社	

株式会社サン・クロレラ	4. 62%
水元 公仁	2.64%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	2. 53%
P1 号投資事業組合	
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	2. 52%
アイ参号投資事業有限責任組合	
株式会社ミロク情報サービス	2. 32%
古谷 和雄	2.11%
中村 剛	1.57%

10. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社は、当社の役員かつ上位株主でもある平野洋一郎および北原淑行より、本新株予約権無償割当てにより、同人らに割当てられることとなる本新株予約権は、全部又はその大部分について行使を行う旨の意向をそれぞれ受けております。

また、同人らが本新株予約権の行使に際して要する資金については、同人らの手許資金に加えて、同人ら保有の当社普通株式および本新株予約権について、マーケットでの市場価格の状況を勘案しつつ、一部売却などの手段によって得た資金を充当する予定であるとのことです。なお、より具体的な投資方針又はその結果につきましては、当該普通株式および新株予約権の市場価格に依拠することから現時点では未定であり、当社にて確認出来次第、適時開示をする予定です。

11. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割当てられた株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、平成26年2月14日(金)公表の「ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)に関するご説明(Q&A)」(URL: http://www.infoteria.com/jp/ir/ro/) をご参照ください。なお、繰り返しになりますが、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法は、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権(消滅)するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分ご留意いただく必要がございます。

また、当社普通株式の単元株式数は 100 株であり、100 個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使により取得できる普通株式の数も 100 株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんので、ご留意いただく必要がございます。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下(※)にございます例外的措置を除き、制限させて頂く

こととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年9月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告~ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について~」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしましたが、当社といたしましては、(i)外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る外国証券当局(米国当局を含むがこれに限らない)に対する登録等の手続(当該手続の有無および当該手続の履行義務の有無に関する調査を含む)に係るコストが本新株予約権を発行すること自体の意義が失われかねないほど極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れることに鑑み、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。[なお、かかる検討に際しては、中村・角田・松本法律事務所(東京都千代田区大手町2丁目1番1号)より本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日(各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。)から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様(実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者)が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料および別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。

上記の例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先(03-5718-1296)までお電話でご相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

12. 本新株予約権の買付け希望の株主様および投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様および投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合せください。お取引のある証券会社様で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「ライツ・オファリング(上場型新株予約権の無償割当 $\tau//$ ンコミットメント型)に関するご説明(Q&A)」(URL:

http://www.infoteria.com/jp/ir/ro/) にございます「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

13. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況等

(1)最近3年間の業績(連結)

回次	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高 (千円)	1, 204, 998	1, 294, 536	1, 330, 748
営業利益 (千円)	186, 653	182, 358	76, 878
経常利益 (千円)	192, 688	190, 619	88, 248
当期純利益 (千円)	201, 354	155, 477	34, 650
1株当たり当期純利益(円)	18. 26	14. 09	3. 18
1株当たり配当額 (円)	730	2. 90	2. 90
1株当たり純資産(円)	158. 97	170.06	171.81

⁽注1)第14期において1株につき200株の株式分割を行いましたが、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額については、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した数値となります。

(2)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当なし

(3)最近の株価の状況

① 過去3年間の状況 (期末)

回次	第13期	第14期	第15期
			(連結)
決算年月	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	410 円	387 円	288 円
高 値	829 円	462 円	289 円
安値	235 円	210 円	147 円
終値	380 円	283 円	196 円

⁽注) 当社は、第14期において1株につき200株の株式分割を行いましたが、上記第13期および第14期の株価については、株式分割の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、分割後の値に調整したものを表示しております。

② 最近6ヶ月の状況

	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月
始值	280 円	338 円	360 円

⁽注2) 第13期および第14期については、連結財務諸表を作成しておりませんので、当 社単体での経営指標等を記載しております。

高 値	383 円	442 円	600 円
安値	262 円	321 円	320 円
終値	330 円	353 円	490 円

	平成 25 年 12 月	平成 26 年 1 月	平成 26 年 2 月
始 値	482 円	470 円	479 円
高 値	514 円	532 円	482 円
安値	423 円	464 円	385 円
終値	470 円	487 円	425 円

⁽注) 平成 26 年 2 月 の株価については、平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 2 月 13 日までの期間の株価を参照しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年2月13日
始值	442 円
高 値	442 円
安値	409 円
終値	425 円

以上

ご注意:

本書(参考書面を含みます。)は、当社の第13回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書および平成26年2月14日提出の有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)(URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の 発行については、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含みます。)に基 づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証 券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

インフォテリア株式会社 第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成26年2月25日(以下「株主確定日」という。)に おける当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当 社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる(以下「本 新株予約権無償割当て」という。)。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式 数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成26年2月26日

- 5. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり200 円とする。
 - (3) 本新株予約権の行使期間 平成26年4月1日から平成26年4月25日までとする。
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げ るものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

- (6) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得事由 本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- 8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所
 - 三菱UF.J信託銀行株式会社 本店営業部
- 9. 本新株予約権の行使の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
 - (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
- 10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

- 12. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役 社長に一任する。

以上